

四日市市子育て世帯訪問支援事業
登録家事支援事業者公募要領

令和8年1月

四日市市子育て世帯訪問支援事業登録家事支援事業者公募要領

1. 公募の主旨

四日市市では、児童福祉法（昭和22年法律第264号）第6条の3第19項に規定する家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする四日市市子育て世帯訪問支援事業を実施します。

本事業の実施にあたり、本市の定める要件に該当し、家事支援を実施する事業者（以下、「登録家事支援事業者」という。）を募集します。

2. 募集の概要

(1) 事業の名称

四日市市子育て世帯訪問支援事業（家事支援）

(2) 募集期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）

(3) 登録期間

登録日から当該年度の末日まで

ただし、当該年度終了時点における本事業の実施状況、次年度予算の状況等を踏まえ、次年度以降の登録更新について協議するものとします。

(4) 事業開始日

令和8年4月1日

3. 事業の内容

(1) 業務内容

次に掲げるサービスを含む家事支援等サービスを実施するものとします。

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| ア | 日常的な炊事 | 食事の準備（※）、食事の片付け |
| イ | 日常的な洗濯 | 洗濯機を使った一般的な洗濯、洗濯物干し、とり込み、たたみ、アイロンがけ |
| ウ | 日常的な掃除 | 掃除機がけ、雑巾がけ |
| エ | 日常範囲の整理整頓 | |
| オ | 買い物の代行 | |

（※食事の準備は、実施可能な受託者が保護者より同意書を取得の上実施。）

(2) 対象世帯

事業の対象世帯は、本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当し市長が必要と認める世帯とする。

- ア 児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童のいる世帯
- イ 児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童のいる世帯
- ウ 児童福祉法第6条の3第5項に規定する特定妊婦のいる世帯
- エ 子ども・若者育成支援推進法第（平成21年法律第71号）第2条第7項に規定されるヤングケアラー（18歳未満）のいる世帯
- オ その他市長が特に必要と認める世帯

(3) 実施の方法

市で依頼した対象世帯に家事を代行し支援するもの（以下、「訪問支援員」）を派遣し、家事支援等サービスを実施します。支援の実施については、原則1週間に1時間実施するものとし、1世帯につき3か月12時間の支援をします。

【実施の流れ】

- ① 市で事業対象者を決定し、受託者へ実施依頼を行います。
- ② 支援日時や支援内容は対象世帯の保護者と相談し決定の上、家事支援を実施します。
- ③ 1回の支援ごとに記録票を作成して、毎月報告してもらいます。緊急時や虐待の可能性が疑われる場合など随時市に連絡します。
- ④ 委託料を請求します。

その他の詳細については、四日市市子育て世帯訪問支援事業業務委託マニュアル（以下、「業務委託マニュアル」という。）に基づき実施するものとします。

(4) 委託料

委託料は訪問実績に応じた訪問支援費、交通費等及び事務管理費とします。事務管理費は、対象月の支援実績がない場合はお支払いできません。事業利用世帯には自己負担金が発生しません。

ア 訪問支援費

1時間あたり 3,000円/時間

イ 交通費等

1回あたり 1,500円/回

ウ 事務管理費

1世帯あたり 5,000円/月（ただし、1か月の上限を30,000円とする。）

4. 登録家事支援事業者の要件

次の要件をいずれも満たす事業者であることとします。

(1) 事業者の基本要件

- ア 市内に事業所があり、家事支援等サービスまたは家庭を訪問し、こどもの見守りや子育て中の保護者の相談業務を3年以上事業として実施した実績のある法人。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ウ 契約締結の日までにおいて四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
 - エ 経営不振の状態（民事再生法（平成11年法律第225号））に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法（昭和27年法律第127号）に基づく更生手続きがなされた状態にないこと。
 - オ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと。
 - カ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。
 - キ 参加者又は参加者の役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、「四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）」の第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等でないこと。
 - ク 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - ケ 四日市市税（同市税が課税されていない法人で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - コ その他、市長が不適切と認める事由を有していないこと。
- ##### (2) 運営・管理体制の要件
- ア 業務委託マニュアルに規定する訪問支援員を派遣できること
 - イ 業務委託マニュアルに規定する指導員等を配置できること。

ウ 個人情報を適切に管理するための規程があり、従業者に対して個人情報保護等に関する研修または指導等を実施していること。

エ 対象世帯からの苦情・相談の受付体制が整っている。また、緊急時に市と連携・調整を行うことができること。

オ 事故が発生の際には誠実に対処し、市との協議に応じることができる。また、対象世帯からの損害賠償請求を受けた場合に適切に対応できる体制を有し、法的対応を講じることができること。

5. 事業者登録

申請受付後、四日市市が申請書類の内容に基づいて審査を行い、登録家事支援事業者の決定通知を送付します。その後、市と本事業の委託契約の上、事業を開始していただきます。

6. 申請書類

- (1) 四日市市子育て世帯訪問支援事業家事支援事業者登録（事項変更）申請書
- (2) 登録家事支援事業者登録要件確認表
- (3) 法人の事業内容がわかるパンフレット等
- (4) 個人情報を適切に管理するための規程

7. 申請書等提出先及び問い合わせ先

〒510-0085

四日市市諏訪町2番2号（四日市総合会館3階）

四日市市子ども未来部子ども家庭センター

電話 059-354-8298